

第8回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成21年9月3日(木) 14:00～16:00

場 所 大分市役所第二庁舎 6階大研修室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、大津留 祐子、伊東 龍一、廣瀬 惇子、
秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、川辺 正行、
中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、
古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、
日小田 良二、安部 剛祐、野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、
泥谷 郁、秦 忠士、小林 知典、小出 祐二、神矢 壽久
の各委員(計34名)

【事務局】

企画部次長 日小田順一、企画課課長 玉衛隆見、同主幹 渡邊信司、
同専門員 姫野正浩、同主査 平松禎行、同主査 甲斐章弘、
同主査 長野謙吾、同主査 足立和之(計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長 玉衛隆見)(同主幹 渡邊信司) 総務課法制室主任 河越隆、
人事課主任 伊地知央、広聴広報課主査 永田浩貴、
市民協働推進課主査 安東孝浩、議会事務局議事課政策調査室次長 藤野宏輔
(統括者・副統括者除く 計5名)

【傍聴者】

16名(うち、豊後大野市視察者15名)

次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事
 - (1) 自治基本条例について(グループ討議)
 - (2) その他

< 第 8 回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局	<p>時間になりましたので、始めたいと思います。</p> <p>ただいまより、第 8 回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。本日も全体で 2 時間程度予定をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議には、豊後大野市自治基本条例市民会議の委員の方々が研修視察ということでお見えになっておりますのでご紹介いたします。</p> <p>それでは議事に入ります前に委員長さんご挨拶をお願いいたします。</p>
委員長	<p>こんにちは。お忙しいなかお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今日は第 8 回目ということで、最初から前回と同様の席を設定させていただいております。委員の皆様方にはお座り頂いているところでございます。</p> <p>6 回までは全員で議論をしまいたったわけですが、前回の 7 回におきましては、なるべく意見が出しやすいように全員の方に意見を述べていただくような形で議論を進めていくことがよろしいのではなからうかということで、4 つのグループに分けて議論をして、お互いの議論の中身を交換し合っ、さらに議論をつめていくということを行った次第でございます。</p> <p>今回につきましても、同様の方法でさせていただければということで席を設定させていただいております。</p> <p>そこで、第 8 回目の冒頭に当たりまして、前回ご欠席の委員さんもおられまして、その委員の方々と出席されていた委員さん方の情報の格差がないようにしたいと思いますので、客観的に各グループでどういう意見が出たのかということ、事務局に再現していただいております。</p> <p>この意見が出た後にどういうまとめをしたかということは、私のほうから報告させていただきますので、まずは、4 つのグループでどういう議論がなされたのか、項目を設定できるものは項目を設定して書かれている資料がお手許に配られていると思いますので、事務局の方からご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>お手許にお配りした資料のご説明をさせていただきます。</p> <p>準備させていただいたのは 3 種類でございます。</p> <p>まず一つ目は、前回の会議で出されました各グループの意見をまとめたものでございます。A 4 縦の両面で記載しておりますが、第 1 から第 4 グループの意見と最後にまとめということで記載しております。</p> <p>すべての意見を網羅するということではなく、各グループで発表された意見を骨子という形で整理をさせていただいております。</p> <p>二つ目については、自治基本条例の項目に該当するであろうと思われる意見をあくまでも事務局の判断でジャンルごとにまとめたものでございます。A 3 横 2 枚の資料でございますが、当然考え方によってはまとめ方も違ってくると思われますので、その点についてはご了承いただきたいと思ひます。また、自治基本条例の項目には直接関係ありませんが、検討委員会で出されました議論の進め方等につきましても、2 枚目に記載しております。「情報の</p>

委員長	<p>収集について、今後の「議論の進め方について」、「議論していく事項について」という形で整理させていただいております。</p> <p>三つ目の資料につきましては、自治基本条例あるいはまちづくり基本条例に規定する市民の定義についてであります。A 3の横5枚とA 4の縦1枚でまとめております。</p> <p>市民の定義につきましては、政令指定都市をはじめといたしまして都市規模別に調査をしてみました。それをご覧いただくとお分かりいただけますが、規定の仕方は多種多様でございます。</p> <p>全体の傾向を大きく把握するためにまとめたものがA 4縦のペーパーでございます。一般的な例といたしまして、個人と団体という形でまとめておまして、市内という言葉キーワードにしているものが大半でございます。その他の例ということでご紹介しておりますが、利害関係がある人や団体、あるいは納税義務者まで市民と定義している都市もあるようでございます。簡単でございますが、以上3種類の資料の説明をさせていただきました。</p> <p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>あらかじめお目通しいただいていると思いますので、詳しい説明は以上ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>前回の議論はですね、まず座長として肝に銘じていることは何かということ、この自治基本条例の制定に向かって今スタートしているわけですが、その過程の中で我々の議論をいかに民主的な手続きに基づいて進めていくかということでございます。よって現在は中身にまで入っていないというのが現状でございます。その民主的な手続きをいかに確立していくかということのかかわりで、色々のご意見が委員の皆様にあるわけですが、後になって少しこれをするということになると、順序が違ってくるかなということ、段取りとしてどういう手続きを踏んだらいいのかということで、ポイントとして出てまいりましたのは、自治基本条例のたたき台は、私ども委員でつくっていこうというわけです。ということはどういうことかといいますと、その手前で一般市民の皆様方にアンケートをしてそれを踏まえてということではなくて、我々はいろんな立場から選ばれてきておりますので、委員としての主体性・自主性をもってこの基本条例のたたき台に望みたいということで、まずはたたき台をつくって行こうではないかというわけです。</p> <p>では、47万の大分市民がおられるわけですが、そういった方々のご意見をどのように反映させていくかということにつきましては、そのたたき台について当然パブリックコメントを行うことになってまいります。さらには、委員の方々の意見もございしますが、公聴会を各地で行うべきであるというような強いご意見が出てきたときには、パブリックコメントだけでなく各地域に出向いて行って、「こういうたたき台をつくっておりますがいかかでしょうか？ご意見を賜りたい。」ということで、意見をいただくというようなことで、結果的には全市民が参加した基本条例案というものになっていくのではないかということの結論が出たと私は認識しておりますが、それでよろしいですか？</p> <p>はい。それでは、そういうことで民主的な手続きにつきましては、今後、</p>
-----	--

今私の述べたようなことで進めていくということはよろしいですね。そこで、今日は第8回目でございますので、どういうふうに議論していくかということでございます。いきなり今後どうしますか、議論をしてくださいということでは、あまりにもポイントが大雑把過ぎますので、私なりに従来の議論を整理させていただきたいと思います。中身について。この議論を全くなされてないということではなくて、かなりしてきました。してきましたが結論を見るまでに至っておりません。大きくものの考え方が二つございます。ひとつは、具体的な基本条例の中身に入っていき前に、大分市がすばらしい地方自治体になるためには、ということが実現されなければならないのかという我々の夢や希望や理念、そういったものを徹底的に語り合って、語り合った後に具体的な柱に話を進めていくのが筋ではないか。ということでございますので、ひとつは理念論型と申しますか、そういうお考えをされている委員さんがおられたというふうに私は認識しております。

もう一方の柱があったかと思えます。それは、確かに重要な議論であるけれども、ひとまず具体的な基本条例の中身に入って勉強し、そしてなぜ基本条例をつくとこういうことになるのかというような条例制定の必要性、さらにはその効果、そういったものを先進例を見ながら一つ一つ勉強していくのがどうであろうかというわけですね。特別な言葉をつけるわけではないですが、具体論型と申しますか。

理念論型と具体論型という両説が平行して議論なされてきたのではないかと申される。ここの所が解決されませんと先になかなか進めないかと私は思っております。ものの考え方として、3つくらいあるのかなと思えます。

ひとつは、徹底的に理念論型で議論すべきだということ。もうひとつは、まずはとにかく抽象的でなくて具体的な中身で議論していくべきだということ。もうひとつは、全体で理念型、全体で具体論型というのではなくて、同時並行的に議論しても良いではないかということ。理念論型で議論したいという方はそちらのグループに入られて、私は具体的な施行例等を勉強しながら議論していきたいというような方々とグループ分けをして進めていくのもひとつの考えではなかろうかということで、可能性としてはこの3つくらいが出てくるのではないかと申します。

そういったことにつきまして、今後どういうふうに議論を進めていけばよろしいのかということをお各グループで議論していただければというふうに思っています。そこにひとつの結論が出てくれば第9回に向けてひとつのステップが踏めるのではないかと申しますので、今日は是非そういう討議の方法について皆さん方のご賛同を得て第9回の組み立てをしたいと考えている次第です。

パターンとして3つご紹介をしましたが、これにこだわるものではありませんので、各グループで自由活発にご議論いただいて途中で中間集約をさせて頂きまして、その中間集約をお聞きいただいたうえで各グループでご討議いただいて、最終的なまとめをさせていただければよろしいかなと思っております。

大変勝手なお願いでございますが、そういうことで今からのグループ討議をお願いできたらと思っております。各グループのご討議につきましては、前回ま

	<p>ず司会者・記録者・発表者ということをお願いいたしました。全く前回の方と同一の方をお願いするというを私からお願いする筋ではございませんので、あくまでも各班の自主性に任されておりますので、各班でご判断いただければと思います。</p> <p>時間的には大体20分から30分くらいの間で一応討議を終えていただいて、各班の中間集約された意見を全体に紹介させていただくということで次に進んでいけると思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>それからもうひとつ、委員の皆様をお願いがございます。本日豊後大野市さんから大分市の検討を勉強したいということで、お見えになっておりますが、各班ごとに議論を進めると傍聴席に座っていたのでは何のことが分からないわけですので、できれば中のほうに立って傍聴していただくという方法をとりたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、委員の皆様のご了承が得られましたので、そういうことで、豊後大野市の委員の皆様適当に立ち歩いて話を聞いていただくということで、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、早速グループ討議に入りたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
グループ討議	<p>(第1グループ) 別添 (第2グループ) 別添 (第3グループ) 別添 (第4グループ) 別添</p>
委員長	<p>それでは、第1グループから討議の内容を発表していただきたいと思っております。どうぞ。</p>
第1グループ 発表者	<p>私たちの班では、大分市の理想像というものがどういうものかというものをお互いがしっかり認識しないことには、話は進まないのではないかと。大分市の理想像の中で、今抱えている問題点(重点項目等)を挙げて、絞り込んだうえで話していくことが効率が良いのではないかと。大まかなことは大分市の基本構想のなかに取り込まれていますので、それと反したような理念であれば、基本条例に関して話を進めていくうえでずれが出てしまうので、その辺は基本構想に則って議論をしていくことが一番大事ではないかと、その基本構想の中でカバーされていないもの、例えば情報公開条例があって、条例はあるが機能していないようなものというのがいくつかあって、そういうものをカバーしていくものとして、基本条例の中に盛り込まれていくことが大切ではないかと。また、自治基本条例であるので自治となったときに地域の格差があるということなので、その地域の活性化を促す意味で格差が是正されるようなものが盛り込まれたものがベストではないだろうか、ということ。</p> <p>また、今行政主導から市民主導になるために、自治というものの意識改革が必要であるので、自治というものの捉え方は市民の定義と同じようなもので、話のなかで確定はしていませんが、自治というものの範囲に捉われることなく、市民活性化につながるようなものを基本条例のポイントとしてお</p>

<p>委員長</p> <p>第3グループ 発表者</p>	<p>さえていければよいのではないかとということが議論されました。</p> <p>ありがとうございました。では次のグループの方どうぞ。</p> <p>こちらの班では、結論から言いますと、具体論型の進め方が望ましいのではないかと結論がでました。</p> <p>大きな柱となる項目を立てて、項目ごとに整理をしていく。そうしたなかでフィードバックしながら理念について振り返って整理をしていけばよいのではないかと話になっています。</p> <p>項目を設定するときには、どうしたらよいかというところでは、一人が総論で10枚ずつ、各論で10枚ずつという形で、大きなタックシールを持って分かりやすい言葉で書いて前に貼って、リーダーの方が整理をしていってまとめて行くやり方からはじめてはどうかという話がありました。</p>
<p>委員長</p> <p>第4グループ 発表者</p>	<p>ありがとうございました。では次のグループお願いします。</p> <p>私どもの班は、前回4名しかいませんでしたので、自己紹介からいたしました。ただ、今発表されたグループとほとんど同じ内容ですが、各論と申しますかそういったやり方を早く進めようという内容でした。</p> <p>総合計画という大きなものがあるので、その中から動いていけばよいのではないかと、課題はたくさんあるのだが、その課題を自治基本条例の中にすべて盛り込むのはできないのではないかと、総合計画との関連性のなかで考えるべきではないかという意見がありました。</p> <p>パブコメについてもやり方を工夫したらどうか。もっと早く行動して解決しようではないか。</p> <p>また、市民の権利ばかり条例に謳いこむのではなくて、義務もしっかり書いていかないと悪いのではないかと。など、いろんな委員さんの思いが出されましたので、先程委員長さんから出されました、理念型・具体論型・それぞれ同時に行う3通りのパターンのお話は具体的には進めておりません。</p> <p>ただ、テーマを絞って話を進めていけばそこに戻るとはならないかなということでございます。</p>
<p>委員長</p> <p>第2グループ 発表者</p>	<p>ありがとうございました。では最後のグループお願いします。</p> <p>発表しますが、まだ私自身が頭の整理がついておりませんので、できるだけ多くの方のご意見を言わせて頂きます。</p> <p>まず、この条例そのものの理念としてどうあるべきかという議論は大変重要である。そういう点からすると、行政任せではなく、市民が政策にも関わられるなどの担保がされた条例をつくる必要がある。そういう意味では手続き的な部分も理念だけではなく入ってくるのかなという話がありました。</p> <p>具体的な進め方として、3つのグループを分けて委員長からご提案があったような方法でするのであれば、それぞれめざす方向のグループに属して議</p>

論していくほうが効率的ではないかというご意見がありました。

それから、議論の進め方として同時に進めていくやり方も良いのではないか。委員長のご提案で言うと3つ目の並行型のご提案です。

それから、市民がいずれにしても身近に分かりやすい内容で議論することが大事で、そうした内容を条例にも反映されなければ意味がないだろう。そういう意味では双方向のキャッチボールといいますかシステム作りが自治基本条例の基本になるであろう。論点・争点を市民に明らかにしていくという視点が大事になってくる。議論の中では、実質的には委員長ご提案のどの進め方をしたとしても、並行型にならざるを得ないのではないだろうか。進め方にこだわるよりもむしろいろんな角度から分かりやすい議論をすることで、実質的な議論ができるのではないだろうか。仮にグループに分けて進めるということであれば、グループごとに目標を持たせて、例えば条例の体系を議論するグループや大分らしさを反映するための骨格作りのグループなどといった形で、目標をそれぞれ持って、それをまた全体会で進めていくというやり方もあるのではなかろうかというご意見でした。

それから、一般市民に理解していただけるというレベルの条例の内容でなければ意味がないのではないか。理念から入るとどうしてもそういった視点からはかけ離れてくる懸念がある。市民の声を本当にくみ上げていく、反映させていくというシステムが何より大事である。

何のためにこの条例をつくるのか、誰がどのように使うのかといったことが基本的に大事であろう。皆さんが苦労してつくった条例が絵に描いた餅のようになっては意味がないというご指摘がありました。そういったことを踏まえまして、この条例はいったいなぜつくるのか、分かりやすく整理をする必要がある。昨今地方分権で言われております、行政の自主自立を求められる時代でございますので、当然市民にも行政に参画する責任等が求められてまいりますので、市民と市、市民と議会の関係などの関係がどのように定められるのかという点が大事になってくる。そのためには、次へのステップとしてどういうことを決めなければいけないのかという骨格作りが、次のステップの方向性として見えてくるのではないだろうかということでもまとめとなりました。

委員長

ありがとうございました。

それで、私のほうからまとめをさせていただきたいと思います。

各班のメンバーの方々のご意見は多種多様あるわけでございます。

そのなかで最大公約数でまとめていきますと、やはり理念的なものももう少し議論していくべきだという考え方と、それは一応置いておいて、具体的な中身で検討していったって、フィードバックしていったって照らし合わせてみてどうだということのほうが良いのではないかと、極論とすれば項目だけでどんどんいくべきだという考え方もあるかと思うのですが、大方の皆様方のご意見は私の勝手な解釈かもしれませんが、個別具体的な柱を立てて検討していくというやり方と、まだそれは時期尚早であり、もっと理念論を語るべきだという理論に分かれている。それをこの場で片付けるということは不可能であると思います。

	<p>ですから、その中を取りまして、今班のなかの会議にも出てきたと思うのですが、同時並行的ということですね、分かれて議論をしながらすりあわせをやるというこのほうが、全体で理念論をやる全体で具体論をやるというよりもより生産的ではないか。例えば理念系で議論するときには、月に1回ではとても時間が足りない。だったら1週間に1回でも集まってやるということも可能だと私は思っています。そして、具体論でやる時はグループをさらに小分けして柱ができたなら3人ずつ位でグループをつくって、素案を各々検討しながら持ち寄るというフレキシブルな対応ができるのではないかというふうに思います。</p> <p>そういうことで、理念的なものを議論するグループと具体的な問題を議論するグループと2つに分かれて、さらに枝分かれをしていくグループができるかも知れません。そういうことの可能性を次からさせていただけないかというのが、私の皆様方のご意見を聞かせていただいたところの提案でございます。</p> <p>できましたら、そのことの議論を展開されることによってひとつの方向性を出していただけると次からのステップを踏めるかと思しますので、一応私の勝手なまとめであります。並行型・同時進行型でやらせていただくという方向性のご議論をいただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>理念だけ、具体論だけという全体会議はもうしない、分かれてするということの提案でございます。大変勝手でございますがそれでまたご議論をいただきたいと思っております。15分ぐらいの間に方向性を出していただければ幸いです。</p>
グループ討議	<p>(第1グループ) 別添 (第2グループ) 別添 (第3グループ) 別添 (第4グループ) 別添</p>
委員長	<p>長時間のご審議ありがとうございます。</p> <p>これ以上議論をしても大体同じかなという感触をそれぞれの司会者の方が思っておられるのではないかと判断させていただきましたので、これから各班のご報告をいただきまして、最終集約に入っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。先程の順番でお願いします。</p>
第1グループ 発表者	<p>私たちの班では、まず具体論理念派という班組みをする際に、大まかとなるたたき台がないことには具体論にしても理念にしても入っていけないのではないかと、まず事務局のほうにたたき台をつくってもらって、その中で肉付けをしながら私たちが話し合っていくという方向性で議事を進めていくのが一番効率がよいのではないかと結論に達しました。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。では、次の班をお願いします。</p>
第3グループ	<p>基本的には委員長の同時並行型という進め方でよいのではないかとこの</p>

<p>発表者</p>	<p>が意見です。</p> <p>その方向でよいのですが、例えば具体論のグループで進めたときに、かえって今度（考え方の違い）があったりするので、同時並行のなかでお互いがすり合わせするという作業が必要ではないかということと、あと、どちらに入るかあるいはそのなかで細かくどこの部分を自分が議論するかというときに、議論する項目と言うのを理念にしても具体論にしてもみんなで一回どういう項目にするかあらかじめ考えて決めておく必要もあるのではないかという意見があがっております。</p> <p>例えばここに参加している個人個人の皆さんが、自分が何の部分についてよく考えたいのか、あるいはそこをよく関わったのかという個人的な強い意識というか気持ちも大事なのではないかという話がありました。</p> <p>今回の自治基本条例というのは、普遍的なものであるので基本構想があくまであってということとは違うのではないかという話もありました。</p>
<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。では次お願いします。</p>
<p>第4グループ 発表者</p>	<p>では私のほうから発表いたします。</p> <p>なかなか結論は出ませんので、個別の意見を発表するしかないのですが、先程の委員長のご提案で理念についてそれから具体論について分けて討議してはどうかということもありました。</p> <p>そういった進め方も合理的かもしれないですが、ただ理念と具体的な各個別手続きというものが乖離してしまうということがあってはならないと思いますので、そのあたりのうまいすりあわせをする方法をお考えいただければなと思いますし、いずれにしてもこちらのグループでは両方の話題を話すことになるのではないかなという予感がいたします。</p> <p>それから、抽象的な議論も必要なのですが、各個別に大分市が抱えているテーマについて、これをもう少し突き詰めて話すことも必要ではないかといった意見もやはりございます。そういった点について話したりないという部分もあるのかなというふうにも思います。</p> <p>自治基本条例について最初から問題になっていることですが、それぞれが抱えている理念ですが、こういったものを盛り込むのかということをもまだまだ統一的なコンセンサスに達していないのかなと思える部分もありまして、われわれも統一が図れていないという状況で、なかなかまとめとしては申し上げにくいということで、この場は発表させて頂きました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。では最後のグループお願いします。</p>
<p>第2グループ 発表者</p>	<p>委員長さんからの問いかけが次回の議論の進め方についてということだったので、この点に絞ってお答えを申し上げます。</p> <p>一応私どもでは意見の一致を見まして、理念か手続きかという区分けではなくて、具体的に進めていくためには骨格作りが重要ではないかということで、その骨格作りをどういった形で、例えば全体の議論のなかで骨格作りをしていくのか、あるいは事務局が誘導して行っていくのか、できれば全体の</p>

	<p>議論の中でしたほうが個人的には良いと思うのですが、そういった中で骨格作りに向けて次のステップを踏むべきであろうということで、グループ討議がどうしても必要ということであれば、ある程度骨格が揃った時点でそれぞれのテーマを持って進めていくという方法がベターではなからうかということが皆さんの意見が一致したところでございます。</p> <p>委員長 ありがとうございます。</p> <p> 4班に分かれて熱心なご審議を頂きました。私なりにまとめさせていただきます。</p> <p> 今後の議論、先はどうなるかまだ想像していませんけど、次回は全体会議でさせて頂くということが1点。それから、全体会議でさせて頂くについても、従来のような議論ではなくて、討議をするための材料、たたき台と申しますか、例えばこんなものが先行例としてありますとか、こんな大分市の基本構想がありますとか、そして中身のポイントはこういうことですよと、ですから一応皆さんが理念ということを考えているときに、その理念というものが、その基本構想の中に出ているのか出ていないのか、そういったところの確認ができるような、最大限の理念系の議論の材料とさらには具体論・各論の議論の材料を皆様方に事務局の方からお示しをさせて頂く。</p> <p> これはあくまでも事務局のまとめたものでございまして、それに何らの拘束を受けることはない、あくまでもたたき台・材料・議論の素材というものを作っていただくことによって、より具体的に話を進めていくということに次回設定をさせて頂きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p> 全体の雰囲気としてはそういうことではなかったかと思っておりますので、全体会議でさせて頂いて、理念系と具体論を同時に（同一の会の中で）議論していただく。そのためには、より議論しやすいように素材を提供していただくということでございます。</p> <p> よろしいでしょうか。（「はい」の声）</p> <p> それでは、次回の開催日程につきまして、事務局の方から開催可能日を記載した日程調整表をお配りいたしますので、各自スケジュールをご確認いただきながら、都合の悪い日を挙手願います。</p> <p> （日程の集約）</p> <p> 大変勝手に申し訳ありませんが、事務局が対応可能な日にちの中で10月6日の午後が都合の悪い方が最少で8名ということですので、欠席者がおられますがこの日の午後2時ということで決定させていただきます。</p> <p> 場所につきましては追ってお知らせいたします。</p> <p> それから、資料につきましては事前資料で配布ということは事務局可能ですか？</p>
事務局	<p> 9月議会がございまして、それまでにどの程度の作業ができるかということになります。可能な範囲で事前にお渡しできるように準備をさせて頂きたいと思っております。</p>
委員長	<p> はい。それとですね、以前に講演会も行っています。それから事務局のほ</p>

事務局	<p>うで基本条例とのかかわりでそれに関わる条例や要綱がこういうものがありますという資料もつくっていただいています。基本的には皆さんもお持ちであると思っておりますが、もしお持ちでなければ事務局のほうにお知らせください。そういった資料を次回是非お持ちいただくとありがたいと思います。</p> <p>せっかくの機会ですので、最後に何か委員の皆様からご提案・ご質問がございませんか？</p> <p>それでは特にないようでございますので、本日はこれにて散会ということにさせていただきますと思います。</p> <p>10月6日午後2時からの第9回の委員会のご参加をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>委員長さんどうもありがとうございました。委員の皆様大変お疲れ様でございました。</p>
-----	--